

岐阜県公報

第 二 十 三 号
令和元年七月二十三日

(火曜日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	一三三
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	一三三
指定医療機関の廃止の届出	(同)	一三四
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	一三四
指定介護機関の休止の届出	(同)	一三五
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	一三五
公共測量の実施	(用地課)	一三六

岐阜県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岐南アイクリニックス	羽島郡岐南町八剣二丁目一三	平成三二・四・一
木村 齒科 医院	海津市南濃町松山二五五 五	令和元・五・一
高 井 病 院	土岐市妻木町一六五八	令和元・六・一
カトウ調剤薬局	高山市岡本町二丁目二四 一	同

岐阜県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 ク 下野眼科クリニック	瑞穂市馬場上光町一 一〇六	令和元・五・七
旧 下野外科胃腸科医 院		

岐阜県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	所在地	指 定 年 月 日
有限会社 三貴志	大垣市小泉町三三七番 地一	通所介護	デイサービスセンター	大垣市小泉町三三七番 地一	平成三一・四・一
有限会社 三貴志	大垣市小泉町三三七番 地一	介護予防 通所介護	デイサービスセンター	大垣市小泉町三三七番 地一	同

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
木村 歯科 医 院	海津市南濃町田鶴七二〇 一	平成三一・四・三〇
高 井 病 院	土岐市妻木町一六五八	令和元・五・三一
山下 歯科 診 療 所	揖斐郡揖斐川町谷汲名礼二四六 七	令和元・五・一九
真央 莉 薬 局 中 山 店	高山市下岡本町三〇四八 一四	平成三一・四・二五
パンピ 調 剤 薬 局	山県市東深瀬五七三 一	令和元・五・三一
カトウ 調 剤 薬 局	高山市岡本町一丁目一四 一	同
岐南 クリニッ ク	羽島郡岐南町八剣二丁目一三	平成二七・六・一六

岐阜県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	所在地	指 定 年 月 日
有限会社 三貴志	大垣市小泉町三三七番 地一	平成三一・四・一
有限会社 三貴志	大垣市小泉町三三七番 地一	同

有限会社 三貴志 大垣市小泉町三三七番地一 訪問看護
 有限会社 三貴志 大垣市小泉町三三七番地一 訪問看護
 訪問看護ステーション 一 大垣市小泉町三三七番地一 同

岐阜県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

令和元年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称 居宅介護事業所等の所在地 休止年月日

株式会社セラム 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目二六番三三三号 訪問介護 けあらーず土岐指定訪問介護事業所 土岐市泉東窯町三丁目三〇番 平成三一・四・一

株式会社セラム 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目二六番三三三号 訪問介護 けあらーず土岐指定訪問介護事業所 土岐市泉東窯町三丁目三〇番 同

株式会社セラム 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目二六番三三三号 訪問型サービス（独自） けあらーず土岐指定訪問介護事業所 土岐市泉東窯町三丁目三〇番 同

岐阜県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 今津 寿 登 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 指年月日

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 指年月日

今津 寿 登 ひまわり治療院 海津市平田町蛇池一八〇番地 令和元年七月二十三日

可知謙三 可知謙三 山県市高富二四二七番地八
 元和
 六
 三

原田仁志 訪問マツサージK
 EIROW多治 瑞浪市須野志町二七八ドミイ
 見ステーション 同

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により林野庁中部森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通
 知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公
 示する。

令和元年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
林野庁中部森林管理局
- 二 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 三 作業期間
令和元年七月八日から
令和二年三月十六日まで
- 四 作業地域
高山市、下呂市及び中津川市

令和元年七月二十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
 発行所 岐阜県岐阜市

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
 岐阜文芸社